

自治基本条例

制定へむけて

齋藤 隆議員

・質問 平成十八年度の重点施策として、自治基本条例の検討が掲げられているが、策定の手順、策定委員会の設置及び構成、策定の留意点、目標としての策定年度について伺いたい。

・答弁(総務部長) 自治基本条例の制定状況に

については、全国六百八十一市のうち、十二市が制定済み、二十九市が策定作業中、三十市が検討中となっている。このうち、市民参加の状況については、委員会への公募による市民参加が五十市、セミナーの開催が三十二市、市民との意見交換会の開催が二

十二市、パブリックコメントの実施が三十四市、市民アンケートの実施が十市となっている。

こうした先進地の取り組みを参考に、本市では、委員会設置にあたり公募による市民や市議会議員の参加をはじめセミナーや意見交換会、パブリックコメントなどの実施を検討していきたい。

また、自治基本条例は、新たな自治システムを構築するうえで、必要となる行動の指針であり、自治の基本理念や

ビジョンを示していること。市民の権利を規定していること。自治をつくるための制度や仕組みが規定されていること。行政と議会の組織運営活動に関する基本的事項を定められていること。自治体の最高規範として他の条例や計画の指針となっていることを挙げる事ができる。

しかし、先進地の状況を見ると、この要件をすべて盛り込んでいるという訳ではなく、住民投票や議会運営についての規定など、今後十分な検討

が必要であり、時間をかけて議論を行い、方向性をまとめ行く必要があるため、平成十八年度は素案をまとめ上げる作業を進めていきたいと考えている。

そしてその後、市民の皆さんからの意見聴取、パブリックコメント等を行い、平成十九年度中の制定を目指していきたい。

その他の質問

・市町村子ども読書活動推進計画策定について

朝ごはん条例の制定で、子どもを早起きにし、元気なからだと心の育成を

小野 幸夫議員

・質問 子どもの元気な体と心の育成を図る観点から、青森県鶴田町や石川県押水町で制定している朝ごはん条例の制定について考えを伺いたい。

また、朝ごはんの摂取状況、睡眠時間、市民へのPRについても併せて伺いたい。

・答弁(教育次長)

昨年、食育基本法が施行され、食に関する関心が高まってきている。

内閣府の検討会では、朝食を食べない小学生をゼロにするという目標を盛り込んだ食育推進基本計画案を本年二月にまとめたところである。

教育委員会としても、朝ご

はんをしつかり食べることは児童・生徒の心身の健康を育むために重要なことであると考えており、指導の徹底を図るとともに、朝ごはん条例の制定についても、今後情報収集に努め、調査・研究していきたい。

また、本市の小・中学生の朝食の摂取状況は、毎日食べている割合は、小学生で八十九・五％、中学生で八十・二％、ほとんど食べない割合は、小・中学生合わせて二・一％となっており、就寝時間は、



朝ごはんいっぱい食べてます

小学生で午後十時、中学生で午後十一時から十二時が多く、十二時以降の就寝が小学校四年生で四％、中学校三年生で六十五％と、学年が上がるに

従って、就寝時間が遅くなり、睡眠時間が少なくなっていく傾向にある。

食事や睡眠などの基本的な生活習慣を身につけさせるため、今後「広報はにゅう」やホームページを通して提言を行うなど、啓発活動を行ってきたい。

その他の質問

・地域防災計画について
・麻しん(はしか)と風しんの予防接種の二回接種について